

平成 26 年度第 7 回尼崎市公共施設マネジメント市民会議に係る議事録

日 時：平成 26 年 12 月 16 日（火）18 時 40 分～20 時 50 分

場 所：本庁舎北館 4 階 4 - 1 会議室

出席者：尼崎市公共施設マネジメント市民委員（別表のとおり）

（説明者）市民協働局人権担当部 屋田部長、

人権担当部総合センター担当 木村課長、福山課長補佐、小川

（事務局）資産統括局資産経営部 土元部長、

資産経営部保全担当 西田課長、松田課長補佐、玉木課長補佐、鹿島、

（記録）岩佐

傍聴者：なし

次 第：「第 7 回 尼崎市公共施設マネジメント市民会議 次第」のとおり

ただし、カテゴリ（施設用途）13 庁舎等施設・事務所については、時間超過のため、次回以降に延期

議 事：（公共施設に係る議事要旨は以下のとおり）

1 カテゴリ（施設用途）11 集会場について

総合センター担当（以下「総合 C」）（総合センターの今後のあり方について説明【資料 1-1】）

「総合センターの今後のあり方について」25 年 7 月と書かれているが、一年前の 24 年 7 月にたたき台を作り、これを議会に報告するとともに、総合センター運営審議会において審議を重ね、25 年 6 月にパブリックコメントを募集し、25 年 7 月にまとめたものである。総論部分に記載されているとおり、尼崎市においては、同和問題の解決のため各地域に総合センター、旧青少年会館、旧老人分館などの地区施設を昭和 40 年代から 50 年代にかけて整備してきた。当時は地域住民の福祉の向上および住民相互の交流の促進を図るための事業を実施してきた。

市内にはかつて 6 つの同和地域があり、上ノ島、神崎、水堂、今北、南武庫之荘、塚口である。

総合センターという名称は、昭和 45 年 1 月の「尼崎市同和対策審議会答申」における環境改善・福祉保健・産業振興・就労・教育など、各関係機関の総合施設とする、ということを受けて、住民サービスを総合的に行う施設として、昭和 46 年に名称を統一した。

この同和対策事業は、平成 13 年度をもって終了するが、平成 13 年 12 月の同和対策審議会答申において、各地区に 3 つずつ、6 地区で計 18 ある地区施設を総合センターへ機能統合するということが示される中で、地区施設の機能統合の取組を行ってきた。同時に、厳しい財政状況のもとで進めてきた行財政改革の取組により、運営の効率化を図ってきたところである。平成 18 年 4 月をもって 100 人余りいた職員を機能統合することにより半分まで削減してきた。しかしながら、同和問題をはじめとする人権課題の解決に向けた取組については、継続して取り組む必要があると考えている。新しい総合計画においても、ありたいまちの施策のひとつに「人権尊重」を掲げ、これらの課題の解決に向けて、住民一人ひとりの人権尊重意識の向上の取組を進めることとしている。総合センターについても、そのような人権尊重意識の向上の取組のための施設と位置付けをしている。このような状況を踏まえて、今後の総

合センターについては、現状として6地区の総合センターを維持するなかで、全市的、総合的な市民の人権啓発意識の普及高揚を図るための開かれたコミュニティ施設として、発展・展開を図りたい。総合センターについては集会所という扱いではあるが、社会福祉法に規定する福祉施設でもあるので、隣保館の事業もできる尼崎市独自の施設として市条例等で位置付け、さらに充実する方向で検討したい。

総合センターの今後のあり方については方向性がふたつあり、ひとつは、地区施設等の総合センターへの集約であり、各地区の旧青少年会館、旧老人分館を総合センターに集約していくという方向性である。ふたつめは、総合センターの管理運勢体制の見直しであり、今は市が直営で運営しているが、指定管理者制度を導入することにより、民間活力を導入し、目的に合致した効果的な事業実施及び管理運営経費の効率化を図るものである。指定管理者制度については、実はこの12月議会の常任委員会では採択いただいております、このままいけば、27年4月からは指定管理が開始できる状況にある。

次に、施設の使用料について、総合センターは、従前は社会福祉事業の隣保館という扱いにしていたので無料又は低廉な価格としていたが、昨年12月の条例改正で、他の施設と同様に原則有料とし、27年4月から有料化となる。これにより、コストの問題についても対処がされる。続いて各地域の個別の取組は次のとおり。〈以下、省略〉

事務局（対象施設の概要、現況分析、評価結果の概要について説明【資料1-1】）

(1) 質疑応答

委員 総合センターについては、あり方が決まっているのに、なぜこの会議に諮るのか。

また、同和対策などという時代ではないと感じているが、施設を持つ必要はあるのか。

事務局 会議に諮る施設は、統廃合等により施設そのものがなくなるものなどを除き、基本的に全て対象にしている。当然、施設としては残るが、各種計画が進行中のものや、方針が定まりつつあるものも含まれている。また、今後の会議においてもそうした施設が対象となることもあるので、ご了承いただきたい。

なお、今回は、市として施設総量が多いという問題意識に基づき施設集約に向けた取組を進めているということについて、ご理解いただきたく、進行中の取組についても所管課から説明させていただいているものである。

総合C 同和対策という時代ではないというお話だが、インターネット上での差別書き込みをはじめ、依然として差別意識がなくなったと言える状況ではないと認識しており、尼崎市総合計画においても「人権尊重」は重要な施策テーマのひとつである。

また、これまでは、個人を対象にした施策が中心だったが、今日では、地域の交流により差別意識をなくしていく方向へと転換しており、そうした地域交流の促進や人権啓発の発信拠点となるのが、各総合センターの役割だと考えている。

委員 総合センターは、誰でも利用できるものなのか。また、そうであれば、そのことをどのように広報しているのか。

総合C 総合センターの「施設基本情報シート（以下「基本情報」という。）」の「施設概要」に記載のとおり「住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンター」を目指しており、当然どなたでもご利用いただけるものなので、ご理解いただくとともに、ご活用いただきたいと考えている。

また、広報については、施設情報を市ホームページにおいて掲載しているとともに、「センターだより」や広報誌の発行を行っている。

委員 総合センターは、誰でも利用できるということだが、利用率が低い。なぜか。

総合C 総合センターでは、人権啓発等の事業（定例講座等）を実施しており、貸館は、こうした事業で使わないときに行っているものである。「基本情報」における「利用コマ数」には、こうした事業で使っているコマは含まれておらず、純粋な貸館としての実績である。したがって、実際には、もっと使われていると認識している。

委員 来年度から指定管理者制度を導入するということが、これまでよりも人件費等の経費削減はできるのか。

総合C 総合センター6館全体では、大きく経費削減できる。

委員 同じく指定管理者についてだが、施設の目的がデリケートであるように思うが、どのような業者が選定されたのか。

総合C 上ノ島、神崎、水堂、今北の4館は、地域で立ち上げたNPO団体、残る南武庫之荘、塚口の2館は、民間企業だが、地域とジョイントして、地域課題への対応を行うと聞いている。なお、選定においては、総合センター運営審議会からの意見を受けて、地域課題に即した事業を実施できることという条件をつけて募集し、そうした観点からの評価も実施している。

委員 総合センター、旧老人分館、旧青少年会館と、6地区に3つずつ計18あった施設を、各地区1施設の6館に集約するということが、廃止した跡地は売却できているのか。

総合C いずれも売却済みもしくは売却手続きを進めている。

委員 総合センターで勤務していた職員はどうなるのか。

総合C 市の事務職員であるので、別の部署に異動することになる。

委員 それでは人は減らないのではないか。

事務局 異動するといっても、これまで50人でしていた仕事を100人ですということになるわけではない。また、それら職員の異動を見込んで採用計画を立てるとともに、退職等に伴って人員が不足した部署等に異動させることになる。

委員 直営と指定管理者による管理が、どう違うのかをまとめてほしい。

(2) 意見聴取

委員 同和対策という目的が薄れている中で、総合センターが公民館などとどう違うのかわからないところがある。ただ、人権啓発については、市が担っていくことだと思うので、施設を残していくのであれば、利用率をもっと上げるような取組を進めてほしい。

委員 利用率の低さについて、総合センターが同和地区以外の市民でも利用できるということが知られていないためではないか。誰でも利用できる施設であるということを広報すべきではないか。

委員 以前から同じことを言っているが、様々な機能を複合化し、だれでも利用できる施設として、例えば、そこに行けば老人福祉の機能もあり、同和問題も学習できるというようにすれば、全体として施設量を削減することができるのではないか。

委員 総合センターは現在集約しているということなので、段階的に進めていくことになると思うが、最終的には、他の委員も言われるように、老人も障害者も誰でも利用できる施設を目標にしてほしい。目的別に施設をつくることで、市民においても、利

用者が限られているのではないかと思い、利用を控えてしまい、結果として利用差別が生じることになるのではないか。

委員 市が考えているという公共施設のインターネットでの公共施設予約システムが導入されれば、同和地区以外の利用や交流が促進できるのではないか。

事務局 予約可能な空き室の情報を公開すれば、広く様々な市民が利用を検討できるようになると思う。また、利用を促進していくべきだと考えている。

委員 民間であれば、当然行うマーケットリサーチというものを公共ではしていないと感じる。今後は、そうした考え方も取り入れて、多くの市民からの施設利用が見込まれるような計画をしてほしい。

2 カテゴリー（施設用途）12 児童ホーム・こどもクラブについて

事務局 （対象施設の概要、現況分析、評価結果の概要について説明【資料2-1】）

(1) 質疑応答

委員 児童ホームについて、定員数 60 人に対して、入所者数 70 人となっている施設がある（塚口児童ホームなど）。定員数を超えた児童はどうしているのか。

事務局 待機していただいている。

委員 「こどもクラブ事業・児童ホーム事業比較」p.7に、児童ホームについては、対象が「平成27年度からは小学校6年生までに拡大される」とある。現在でもすでに定員がオーバーしている状況だが、どうなるのか。

事務局 27年度からの拡大については、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度に伴うものである。待機児童も発生しており、受け入れる児童の数を変更することになるが、事業計画を策定し、その中で見込みを立てており、その数に見合った児童ホームを確保していくこととしている。

委員 児童育成料の月額 10,000 円は、近隣他都市と比較して高いのか。

事務局 確認する。

(2) 意見聴取

委員 格差社会と言われる中で、格差が広がらないように、保護者が安心して働きに出られるよう支援する、こうした施設はもっと充実させるべきだと思う。

委員 児童ホームについては、定員数に対する入所者数から見ても、ニーズの高い施設であることがわかる。また、「基本情報」では、「市の収支」は 600 万円程度である。施設の集約や指定管理委託料の見直しなどで財源が捻出できると思うので、こうした施設については、維持・充実させてほしい。そうすることで都市の魅力が高まるように思う。

委員 児童ホームは、保護者がフルタイムで働くことを前提にしており、そうでない家庭の子どもは、こどもクラブを利用することになる。こどもクラブの場合は、時間の延長を行っていないため、保護者の勤務時間によっては、勤めから帰る前に子どもが帰宅することになるので、パートタイム労働の保護者は困ることになる。児童ホームとこどもクラブを融合させた機能を持つ施設にして、こうした家庭にも対応できるようなものにしてほしい。

委員 安心して子育てができる都市になってほしいので、児童ホームについても、小学

校区で待機するようなことがあれば、中域、広域と観点を広げて、例えば、入所者数に余りがある校区外の児童ホームにバスで送迎するなどのサービスも実施してみてもどうか。

- 3 カテゴリ（施設用途）5（教育系研修施設）～7（公民館等）での意見等について
事務局（第5回での質疑事項、意見の内容等について説明。意見等なし。）

以 上

別 表（尼崎市公共施設マネジメント市民会議委員出席一覧）

役 職 等	氏 名（ふりがな）	出 欠
公募市民	乾 信行（いぬい のぶゆき）	欠
公募市民	大森 潤子（おおもり じゅんこ）	出 （「集会場」終了後、早退）
公募市民	鬼塚 康雄（おにつか やすお）	出
公募市民	川染 信二（かわぞめ しんじ）	出
公募市民 （司 会）	京田 弘幸（きょうだ ひろゆき）	出
公募市民	速水 麻沙美（はやみ まさみ）	出
公募市民	藤原 成宏（ふじわら しげひろ）	出
公募市民	松本 五郎（まつもと ごろう）	出